

日本共産党を代表されました土屋議員のご質問
にお答えします。

初めに新年度の予算案についてであります。

景気や雇用情勢は、依然として厳しい状況が続
いており、国の新年度予算の早期執行によって国
民の暮らしを守る効果的な政策が早期に展開され
ることを期待しております。

次に、新政権下の本市の新年度予算の影響と、
予算編成上の留意点についてであります。

子ども手当48億6900万円をはじめ、生活
保護費の母子加算の復活に関わる1億1600万
円や、公立高等学校の授業料不徴収に対する国費
負担6700万円などが、影響の主なものであり
ます。

影響額としては、歳出で、50億2000万円、
歳入で、49億7600万円の増加となったもの
であります。

また、新年度予算編成に当たっては、国の新年
度予算の動向を見極めながら適切に対応したもの
であります。

以上

次に、平和行政についてであります。

昨年４月にオバマ大統領がプラハで行った演説は、「核のない世界平和へ向けた具体的目標」を示したものであり、核兵器廃絶に向けた世界的な流れとして、大きな期待が寄せられています。

こうした中、今年５月に開催される核不拡散条約（NPT）再検討会議における議論の動向が注目されているところであり、本市が加盟する日本非核宣言自治体協議会や平和市長会議の代表が参加し、核兵器廃絶に向けた取り組みを要請することとしております。

また、核兵器廃絶に向けた署名につきましても、平和市長会議を通じて行ったところであります。

今後とも、平和非核都市福山宣言の趣旨をふまえ、恒久平和の実現に向け、平和行政の推進に努めてまいります。

以上

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

広島県の後期高齢者医療保険料については、さる2月16日に開催された「広域連合運営審議会」の答申において、向う2年間の保険料率等が決定され、2010年度（平成22年度）の一人あたり平均保険料は、年額63,801円とされたところであります。

この答申を受け、今月末、開催予定の広域連合審議会で、新年度の保険料率等が正式決定される見込みであります。

新年度の保険料の算定に当たっては、一人当たり医療費の伸び、医療給付費の算定期間の増加等の要因により、上昇は避けられない状況にありますが、広域連合においては、決算剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しにより財源充当を行い、可能な限り保険料の増加抑制を図ったものと伺っております。

次に、短期被保険者証の交付についてであります。

短期被保険者証は、医療の給付に、なんら制限を加えるものではなく、保険料の係る納付相談の機会を確保し、被保険者間の負担の公平性を図る観点から、広域連合が交付しているものであります。なお、被保険者証は、法に基づき期限を定めて交付されております。

次に、介護保険制度についてであります。

まず、介護保険料と介護サービスの利用料についてです。

介護保険料は、その支払い能力に応じて一定の負担をお願いするものであり、第4期介護保険事業計画においては、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料を引き下げるとともに、保険料段階を6段階から9段階に細分化し、より支払い能力に応じた介護保険料となるよう見直しを行ったところです。

なお、介護保険料の減免につきましても、要件緩和を行い、低所得者に一定の配慮を行っております。

介護サービス利用料につきましては、原則、利用者には、1割の負担をお願いしておりますが、低所得者対策としては、負担上限額を超える額を支給する「高額介護サービス費」などの制度を設け、対応しております。

なお、事業費の国庫負担につきましては、負担割合を引き上げるよう、国へ要望しているところであります。

次に、食費負担軽減制度であります。この制度は、第3期の介護保険料の見直しに伴い、計画期間の3カ年に限定して実施してきた施策であり、新たに実施することは困難であります。なお、年間所要額は、2000万円程度であります。

次に、施設整備についてであります。

昨年実施しました特別養護老人ホームの待機者調査では、2295人であり、このうち、真に入所が必要と想定される在宅サービス利用者で要介護3から5の方は、454人となっております。

特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備につきましては、市民の利用ニーズも高いことから、これまで国の示す参酌標準の枠内において最大限の整備に努めてきたところであり、2009年度（平成21年度）から、3カ年の第4期介護保険事業計画期間においても、小規模特別養護老人ホームなど269人分の新たな整備を図ることとし、待機者の一定の解消を図るよう努めているところであります。

次に、要介護認定制度についてであります。

2009年（平成21年）10月から要介護認定方法の再度の見直しが行われました。

再度の見直し後の認定状況につきましては、国の「要介護認定の見直しにかかる検証・検討会」において、非該当者や軽度に判定されるものの割合が、大幅に減少し、2009年（平成21年）4月からの見直しに伴う混乱はほぼ終息したと判断されたところであります。

今後の要介護認定制度につきましては、「介護保険制度全般の見直しと併せて公開の場で議論を進めていく」とされており、国の動向を見守ってまいります。

以上

次に、障がい者施策についてであります。

障がい者自立支援法の違憲訴訟に対し、国と当事者が合意し、障がい者自立支援法の廃止方針が明確になったことにつきましては、今後、障がい者の立場に立った施策が推進されることを期待し、引き続き国の動向を注視してまいります。

新年度から、障がい福祉サービス及び補装具について、利用者負担軽減が実施されますが、自立支援医療につきましては、国の財政事情の中で、実施が見送られたところであり、今後において負担軽減が検討されるものと考えております。

これら利用者負担の軽減に伴う市町の負担増に関わりましては、他市と連携する中で、検討してまいります。

次に、地域生活支援事業につきましては、全国的な均衡を図る必要があることから、市長会を通じて、国に対し、財源を保障するよう要望しているところであります。

なお、この地域支援事業は、市町が利用者負担を決定するものですが、障がい者が地域で暮らすために欠くことの出来ないサービスであり、障がい福祉サービスに準じた取り扱いを考えております。

以上

次に、発達障がい者施策についてであります。

まず、療育センターの対象者の年齢につきましては、「療育センター整備のあり方検討会」における議論の中で、就学前の早期療育が最も重要であり、「就学前に適切な医療・療育を行うことで、就学後における二次障がいの減少につながる」という、専門家の意見により、主として「就学前」を対象とすることとしたものであります。

対象者の範囲を広げるほど、何ヶ月も予約待ちの状況が生じる恐れがあることから、県東部の現状から最も求められている「就学前の発達障がい児」を対象とした施設をめざしてまいりたいと考えております。

次に、就学児童、青年・成人期の支援であります。

発達障がいは、一人ひとりに行動面やコミュニケーション等において多様性があることや、年齢により必要な支援が異なるため、状況や特性に応じた支援が必要であります。

就学児童の支援では、「障がい者地域自立支援協議会」の「発達支援部会」において、個別支援の方法を検討し、ボランティアの活用や衣料及び施設等への支援につなげてまいりました。

青年・成人期の支援につきましては、就労や生活支援が課題であることから、2009年（平成21年）に、すこやかセンターに誘致した「東部地域障がい者就業・生活支援センター」と連携を図る中で、就労や生活の支援に取り組んでおります。

今後の施策の展開につきましては、現在「広島県発達障がい児（者）支援連携委員会」で検討されており、市町が担うべき支援も明らかになるものと考えております。

以上

次に、福山市遺児年金についてであります。

この制度は、1971年（昭和46年）に創設した本市独自の制度であり、父子家庭を含む「ひとり親家庭」の支援策として、一定の役割を果たしてきました。

2010年度（平成22年度）からは、子ども手当の支給や、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大、高校の授業料の実質無償化など子育て家庭への経済的な支援策が一層、充実・拡大されることとなり、「父母のいない児童、父又は母のいない児童等の福祉の増進を図る」という制度の目的は果たされるものと判断し、廃止するものです。

景気の低迷による個人所得の減少が、ひとり親家庭を含めた市民の生活実態を厳しいものとしており、認識しておりますが、これまでも、ひとり親家庭に対する支援策としては、税の控除や医療費の助成、自立のための就業支援策にも積極的に取り組んできたところであります。

今後とも、限られた財源をより有効に活用するため、子育て支援策全体を、持続可能性という視点で見直し、事業の再検討を行う中で、子育て家庭の福祉の増進を図ってまいります。

以上

次に、保育行政についてであります。

認定子ども園につきましては、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つものとして、都市部の待機児童の解消を図ることなどを主な目的に制度化されたものであります。

制度面では、施設との直接契約となりますが、今回整備を計画している認定子ども園は、認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う「幼保連携形」という類型であります。

このため、保育の実施責任は本市にあり、保育所の入所要件は、市が判定し、保育料の設定についても、市と同様の基準額で運営してもらうこととしております。

また、施設設備や職員の配置についても、幼稚園と保育所それぞれの認可基準を満たす必要があり、市、及び県において、指導監督してまいります。

現在、轄地域では児童数の急速な減少の中、2つの公立保育所と一つの市立幼稚園があり、今回の整備計画は、将来を見据えた就学前施設の適正配置と機能強化を図る上で、地域ニーズをふまえた、現実的な整備手法と考え、取り組むものであります。

以上

次に、国民健康保険事業についてであります。

新年度予算案での、保険税の課税額が引き上げとなる世帯数や世帯割合については、所得割の算定の基礎に用いる、前年中の所得等が把握できない段階では、お示しすることは困難であります。

次に、一部負担金減免制度の取り扱いにつきましても、国において、本年中にモデル事業を実施し、その結果をふまえ、2010年度（平成22年度）以降に全市町村での適切な運用のための一定の基準を提示する予定と伺っており、その同項を注視して参ります。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

住宅改修につきましては、既存の公的資金の融資並びに助成制度などの活用が可能であり、新たな市の助成制度を創設することは考えておりません。

次に、小規模工事登録制度についてであります。

本市が発注する建設工事については、地元企業育成の観点から、福山市建設工事等競争入札参加資格を有する市内の建設業者に発注することを基本といたしております。

小規模な修繕工事といえども、適正な履行の確保を図る必要があることから、資格を有しない者への発注については、慎重に対応すべきであると考えております。

以上

次に、緊急雇用対策についてであります。

本市が、今年度の緊急雇用対策として、直接雇用した臨時職員は、延べ57人であります。

このうち、20人の方は、民間企業に就職されるなど、新たなステップを踏み出しておられます。

今後、緊急雇用創出事業を活用する中で、次の仕事に結びつけるための支援策となるよう、雇用の創出を図るとともに、緊急雇用相談など、市独自の施策として、就労支援に引き続き取り組んでまいります。

また、緊急雇用創出事業は、今年度から、3年間の事業となっており、今後も国の動向を注視してまいります。

以上

次に、環境行政についてあります。

まず、地球温暖化対策にかかる「地球温暖化対策税」や「国内排出量取引制度」につきましては、現在、国において、「地球温暖化対策基本法」の制定が検討されており、本市としては、国の動向を十分見極めてまいります。

次に、福山市における温室効果ガス削減策につきましては、先日、学識経験者、事業者、公募市民等で構成する「福山市地球温暖化対策実行計画協議会」を設立し、市域全体の温室効果ガス排出量削減に向けて市民、事業者、行政が一体となり、協働して取り組める新実行計画を策定することといたしております。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、教職員の多忙化解消についてであります。

これまでに、報告書類、校外研修、指導主事の学校訪問等の回数を削減し、公開研究会の実施方法を見直したところです。

今後、さらに、報告書類の精選を行ってまいります。

次に、少人数学級についてです。

そのあり方について、これまで、段階的導入に当たっての妥当な学年順位、モデル校を設定しての導入方式、新たな採用教員の給与水準と任用形態等を課題として、様々に検討してきたところです。

現在、国において「今後の学級編成や教職員定数の改善の在り方」について検討されているところであり、本市の少人数学級導入については、国の検討内容を十分に見定めていくことが重要であると考えております。

次に、教職員の入校・退校時刻の記録についてであります。

県教育委員会からは手書きによる記入方法が例示されたものであり、パソコンによる入力はありません。

なお、この記録は、校長が教職員の面接指導に活用するなど、健康管理に努めることとしております。

次に、勤務時間の15分短縮についてであります。

このことに伴い、児童生徒の出席簿記入方法の簡素化を図ったところではあります。

次に、放課後児童クラブについてであります。本市においては、これまで、71人以上のクラブの適正化に努めてきたところではあります。

クラブの規模につきましては、希望する児童全員の受け入れを基本に、様々な角度から研究してまいりたいと考えております。

次に児童館についてであります。放課後の子どもの居場所について、公民館や市民センターなどを活用し、創作活動や自然観察、絵本の読み聞かせなどの、子ども達の豊かな心をはぐくむ事業を実施しております。

また、地域の協力を得て、小学校や公民館を活用した、放課後子ども教室においてさまざまな体験活動を実施し、安全な居場所づくりに取り組んでいるところではあります。なお、児童館の設置については、考えておりません。以上

次に、建設都市行政についてであります。

まず、幹線道路網整備についてであります。渋滞が著しい区間や交差点においては、交差点改良等によって、一定の効果を得ておりますが、これらは特定区間の渋滞緩和などを図る対処療法的な事業であり、本市都市圏全域の交通渋滞を、抜本的に解消するためには、福山道路等の幹線道路網整備が必要であり、事業を推進しているところであります。

次に、福山沼隈道路における、光学区芦田川右岸地区の状況につきましては、関係自治会との協議が整ったことから、昨年12月に、設計協議確認書を締結したものであり、現在、実施中の幅杭設置等に関しても、関係者の9割を越える大多数の方々から了解が得られているところであります。

次に、福山道路等の幹線道路網は、市民生活の利便性や安全性の向上、並びに社会・経済活動や都市観光流の活性化を図るものであり、本市が備後の中核都市として、持続的に発展するため、重要な都市基盤と考えており、引き続き、早期整備を推進して参り考えであります。

以上

次に鞆町のまちづくりについてであります。

鞆の抱える様々な課題を抜本的に改善するため、27年の長きにわたり議論を積み重ねてきた鞆地区道路港湾整備事業は、鞆の大多数の住民が待ち望んでおられる事業であり、現在ある鞆の歴史・文化を子や孫に継承するとともに、鞆の再生・活性化を図る上で重要な事業であります。

現在、県において地元住民との対話集会が予定されておりますが、知事の適切な判断を早期に出していただき、一日も早く再生・活性化に向けた取り組みを、県と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、鞆町の観光行政についてであります。

鞆地区における観光振興については、これまでも、案内看板の整備などに、取り組んできたところであり、今後も、地元住民や関係機関と連携を図る中で、必要な対応をすることとしております。

次に、鞆町の交通対策についてであります。

先日、大学の研究室で実施された社会実験の結果についての具体は伺っておりません。

しかしながら、県道未改良区間については、一日4千台を超える交通量があり、約1kmもの区間を誘導表示や信号処理等により制御することは、通勤時や観光シーズンには待機場所で大混雑が生じるものと予測され、現実的でないと考えております。

また、離合場所の確保につきましても、歴史的建造物の町並みの連続性を壊すものであり、実施すべきでないと考えております。

昨年より、祝祭日の交通混雑対策のため、県・市、地元で協議する場を設けており、駐車場を探す観光客が街中に迷い込まないように、駐車場の案内看板の設置等を行ったところであり、実現可能な応急対策については、今後も検討していくこととしております。

いずれにいたしましても、抜本的改善のためには、新たな代替道路の整備が不可欠であると考えております。

次に、鮎の漁業振興・跡継ぎ問題についてであります。

漁場環境の保全につきましては、これまで、「も場」整備事業や海底清掃などを実施しており、また、今年度は、新たに、既存の漁礁の機能回復事業にも取り組み、一定の成果が確認できたところであります。

今後においても、計画的な稚魚放流などの取組と併せて、「つくり育てる漁業」の推進に努めてまいります。

また、漁業後継者の育成制度につきましては、国において、青年や女性漁業者の育成や経営改善などを支援する制度があり、活用の促進に向けて県と連携してまいります。

次に、水産業者の白茅地区への移転につきましては、鞆港における水産物の夜間水揚げ等に伴う騒音問題や不法占用等の課題に対応するために計画されたもので、道越地区の水産業者が機能の一部を移転しておりますが、操業の拠点を移転するには至っておらず、港湾管理者である広島県が、水産業者との移転協議を、継続して行っていると伺っております。

以上

次に、川南地区のまちづくり事業についてであります。

本事業計画は、関係町内会の各種団体からなる事業計画策定委員会を設置し、住民アンケート調査や説明会等で出された意見を踏まえて策定されたものであり、重要事業として合併建設計画に位置付けられております。

合併以降、地域の特性を踏まえた3手法について、説明会や個別相談を重ね、関係者の合意形成に努めた結果、土地区画整理事業については、地権者の概ね3分の2の方々が事業への理解を示されており、着実に事業者に向けた環境が整いつつあります。

地区計画については、昨年末までに計画案の説明を地区ごとに行い、概ね賛同が得られ、現在は、原案の縦覧に向けた準備を進めているところであります。

また、市街化調整区域への編入についても、概ね賛同を得ており、県の都市計画の総合見直し時期に合わせて、手続が行えるよう事務作業を進めているところであります。

なお、川南地区は、神辺駅や国道182号に近接し発展のポテンシャルが高い地域にも関わらず、公共施設整備の遅れから、スプロール化が進んでいる状況にあります。

このため、当地区を面的に整備改善することの出来る優れた整備手法である土地区画整理事業や地区計画を取り入れることで都市基盤整備を図ろうとするものであります。

今後、関係機関や事業推進団体等と堅密に連携を図り、更なる合意形成に努めながら新年度都市計画決定に向けて取り組んでまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

本市の同和行政につきましては、2005年度（平成17年度）をもって特別対策を廃止し、2006年度（平成18年度）から一般対策として「福山市人権施策基本方針」に基づき、解決すべき人権問題の一つとして位置づけ、取り組んでいるところであります。

同和問題の現状につきましては、インターネットを悪用した差別記載や、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得など、今日的な課題もあると認識しているところであります。

今後とも、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題に対し、課題がある限り、その解決に向けて取り組んでまいります。

以上